

伊丹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）等の施行に伴うほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市消防団員等公務災害補償条例（昭和４２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「同法第３６条」を「これらの規定を同法第３６条第８項」に、「および第３６条」を「および第３６条第８項」に改める。

第９条の２第１項第３号中「市長が」を「規則で」に改める。

付則第３条の４第５項第２号中「１００分の５」を「死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）における法定利率」に改め、同条第６項中「１００分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

付則第４条第７項第２号及び第８項中「１００分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の付則第３条の４第５項第２号及び第６項並びに第４条第７項第２号及び第８項の規定は、令和２年４月１日から適用する。